

保 育 第 6 4 8 号  
平成10年7月23日

各保育所長 様

保育課長  
(指導係)

保育所給食で使用する原材料の自主点検について（通知）

標記の件について、平成10年6月8日付保生第464号にて保健福祉局生活衛生部長から、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。

保健所が例年実施する衛生監視により、厚生省の指示に基づく保健所給食施設の一斉点検が実施されましたが、本通知は点検項目の「原材料について納入業者が定期的実施する検査結果の提出を求めること（1月に1回程度）」について取扱いを定めたものです。

各保育所におかれましては、本通知に基づき、納入業者に対する自主検査の指導及び確認等に努められますようお願いいたします。

なお、福岡市内の食品取扱い業者に対しては、保健所による食品収去検査が定期的実施されており、その検査結果が自主検査と同様に取り扱うことが出来ますので申し添えます。

保生第464号  
平成10年6月8日

教育委員会 学校給食課長 様  
保健福祉局 保育課長 様  
保健福祉局 児童家庭課長 様  
保健福祉局 障害施設課長 様  
保健福祉局 高齢者施設課長 様

保健福祉局生活衛生部長  
(生活衛生課長)

社会福祉施設等給食及び学校給食で使用される  
原材料の自主点検について（通知）

社会福祉施設等給食及び学校給食の一斉点検については、平成10年3月27日付衛生第34号の厚生省生活衛生局食品保健課長通知に基づく点検個票により、該当施設について点検が実施されているところです。

点検個票における原材料の取扱い等の点検項目「原材料について納入業者が定期的実施する検査結果の提出を求めること（1月に1回程度）」については、下記の通り、対応することとしましたので通知します。

記

1 納入業者による原材料の自主検査について

- (1) 社会福祉施設等給食施設及び学校給食施設においては、納入業者に対して、原材料の自主検査を、少なくとも年1回以上実施するよう求めること。
- (2) 社会福祉施設等給食施設及び学校給食施設においては、納入業者に対して、毎月、いずれかの原材料の検査結果の報告を求め、保存すること。
- (3) 原材料の検査結果を求める食品の種類、頻度については、検収時における原材料の状況や納入業者の過去の実績等を踏まえ、施設管理者が適宜決めること。
- (4) 検査対象の原材料及び検査項目については、別表を参考とすること。
- (5) 年1回以上の検査結果から安全性が確実に保障されるものではなく、日頃の検収時における官能検査、目視検査、品温チェックが重要であること。
- (6) 点検個票については、(2) がクリアされれば、実施できていると判断すること。

2 その他

- (1) 施設管理者に求められる原材料の検査成績書は下記①～③のいずれでもよい。
  - ① 保健所による食品収去検査成績書
  - ② 納入業者、製造業者による自主検査成績書
  - ③ 施設管理者自ら行う検査成績書